

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第131号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表北，上京，中京，東山，西京，深草福祉事務所支援保護課の項中「西京，深草福祉事務所支援保護課」を「西京福祉事務所支援保護課」に改め，同表下京福祉事務所保護課の項中「下京福祉事務所保護課」の右に「及び深草福祉事務所支援保護課」を加え，同表左京，山科，右京，醍醐福祉事務所保護課の項中「，山科」を削り，同表南福祉事務所保護課の項中「南福祉事務所保護課」を「山科，南福祉事務所保護課」に改め，同条第5項を次のように改める。

5 事務所の所長は，当該事務所の所管区域を所管する区役所（洛西福祉事務所，深草福祉事務所及び醍醐福祉事務所にあつては，区役所支所。以下同じ。）の福祉部長をもって充てる。

第2条に次の1項を加える。

6 事務所の課長，担当課長，課長補佐，担当課長補佐，係長，担当係長及びその他の職員は，当該事務所の所管区域を所管する区役所の福祉部のこれらの職に相当する職にある職員をもって充てる。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

（総務局総務部文書課）